

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○災害救助法の適用

(復興・危機管理総務課)

一

告 示

○宮城県告示第四百二十二号

令和四年三月十六日発生の福島県沖を震源とする地震に伴う災害に関し、令和四年三月十六日から石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町及び南三陸町の区域に災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助を実施する。

なお、災害救助法第十三条第一項の規定により救助の実施に関する事務の一部を石巻市長、塩竈市長、気仙沼市長、白石市長、名取市長、角田市長、多賀城市長、岩沼市長、登米市長、栗原市長、東松島市長、大崎市長、富谷市長、蔵王町長、七ヶ宿町長、大河原町長、村田町長、柴田町長、川崎町長、丸森町長、亘理町長、山元町長、松島町長、七ヶ浜町長、利府町長、大和町長、大郷町長、大衡村長、色麻町長、加美町長、涌谷町長、美里町長、女川町長及び南三陸町長が行うこととし、災害救助法施行令（昭和二十二年政令第百二十五号）第十七条第一項前段の規定による通知をしたので、同条第二項の規定により公示する。

令和四年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩